

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> 固定資産税 事業所税 その他 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自動車取得税</span> )		
要望項目名	独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）の組織形態の見直しを行うこととしており、これに伴う税制上の特例措置を講ずること。</p> <p>※ 移行後の組織形態としては、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>組織形態の移行に伴い、センターが所有する不動産（防災訓練所、消防演習場）及び自動車（普通乗用車1台）を新組織（以下「新センター」という。）が承継する際、取得時に課せられる不動産取得税及び自動車取得税を非課税とする。</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	[ ]		
減収見込額	(初年度)      —                      ( — )              (平年度)              —                      ( — )              (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき、センターの公益法人などの民間主体への円滑な移行を行い、機動的・効率的な海上防災体制の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新センターでは、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核組織として、大規模な排出油等の防除措置をはじめ、公益性の高い業務を実施する予定であるが、組織形態の円滑な移行を図るため、不動産取得税及び自動車取得税を非課税とする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	9 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する 業績指標 20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
	政策の達成目標	組織形態の見直しにより、機動的・効率的な海上防災体制の充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	承継時における不動産取得税等の非課税措置により、組織形態の円滑な移行を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(国税) 登録免許税の非課税措置を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	組織形態見直しに伴い生ずる費用を免ずることを目的とするものであるため、非課税措置が相当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成22、23年度改正において要望（取り下げ）